

別記様式(第6関係)

		担当課	上下水道部経營業務課
会議の名称	第2回鴻巣市上下水道事業運営審議会(水道事業)		
開催日	令和6年2月13日(火)		
開催時間	午後2時0分開会・午後4時0分閉会		
開催場所	鴻巣市役所 本庁舎4階大会議室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 酒巻 貞夫 副会長 袈裟丸 大		
出席者(委員)氏名(出席者数)	酒巻貞夫(会長)、袈裟丸大(副会長)、太田 博、大瀧 諭、田島 史、山田和幸、山下泰明、高橋淳一、間中恵子(9名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	大澤理恵(1名)		
事務局職員職氏名	上下水道部長 中根治人 経營業務課課長 伊藤正一 水道課副参事 大綱岳志 経營業務課副課長 矢澤恭子 経營業務課主査 近山恭子 経營業務課主事補 岡野美香	上下水道部副部長 大堀勝彦 水道課長 山崎眞也 水道課副課長 横田秀之 経營業務課主幹 中山久美子 経營業務課主任 神成洪作	
傍聴の可否(傍聴者数)	傍聴可(傍聴者 0名)		
会議の内容	(次第)1 開会 2 応急給水活動報告について 3 前回の議事録について 4 質問書について 5 議題(1)施設の健全度について(2)事業計画と財政収支見通しについて(3)収支均衡に向けた検討について 6 その他 7 閉会		
	(決定事項など) 次第に沿って事務局が説明を行う。 ◆次第2 応急給水活動について、報告する。 ◆次第3 前回の会議録について、ホームページにて公開し、書面は市政情報コーナーに掲載したことを報告する。 ◆次第4 質問書について、4つ抜粋し、回答内容を報告する。 ◆次第5 議題(1)「施設の健全度について」資料3 今後の進め方及び施設の健全度について、説明する。 ◆次第5 議題(2)「事業計画と財政収支見通しについて」資料3		

事業計画と財政収支見通しについて、説明する。

◆次第5議題（3）「収支均衡に向けた検討について」資料3

収支均衡に向けた検討を説明し、改定率17%、20%、37%の案を提示し、県水値上げの情報と県水値上げの影響によりさらに6%上乘せされることを説明する。

次回にむけて審議会として一旦改定率の案をまとめるため、委員の多数決の結果、20%案が妥当と判断される。

審議委員からの質問、意見は以下のとおり。

【議題に対しての審議委員からの質問、意見】

◆次第5議題（1）「施設の健全度について」資料3

○県水の水源は、河川表流水とあるが、利根川か、荒川か、あるいは混ざっているか。

→県水について、鴻巣市は行田浄水場から受水しており、行田浄水場の水源は利根川である。（事務局）

○機械電気設備は老朽化資産となっているが、年次別の更新計画はあるか。

→年次別の計画はないが、施設の更新計画を策定しており、老朽度合いを見ながら順次修繕を行い、最終的にダウンサイジングを図っていくような計画で進めている。（事務局）

○健全度は、例えばABCのランク付けをすると理解しやすいと思う。

→水道事業ビジョンP42に浄水場、P43に配水池の老朽度を、高中低という形で状況を示している。（事務局）

○健全度で一番心配なのが、機械電気設備であり、既に老朽化が5割を超えていることから、浄水処理や送水が出来なくなる恐れが懸念される。

→機械電気設備は、定期点検を行い、修繕を重ね、運用に問題ないように行っている。（事務局）

◆次第5議題（2）「事業計画と財政収支見通について」資料3

○資料3・P20事業計画について、水道事業ビジョン後期5年の事業計画が示されているが、料金体系を審議する上で目標値についてもお示しいただきたい。（委員）

→水道事業ビジョンP90に定量的評価のための指標を示しており、これが目標値となる。（事務局）

○資料3・P19今後の主な施設整備事業のうち、耐震化事業について、震度、マグニチュードの基準値を教えてください。

→耐震診断に使用する指針が改定され、今後は最大規模の地震動に耐えうるように解析を行います。（事務局）

○資料3・P20事業計画のうち、水害対策事業について、令和5、6年度が空欄の理由は何でしょうか。

→令和5、6年度はそれぞれ予算をつけていない。水害対策は、今ある施設を守るために土嚢を置くなど計画を立てており、今後は施設の更新と併せて、進めてい

きたい。(事務局)

○箕田地区の産業団地整備計画や、道の駅の計画があるかと思うが、水需要が増える見通しは計画に入れているのか。

→産業団地と道の駅については確定したものがないので、水需要には、まだ見込んでいない。また、駅前マンションが建設されるが、水需要量の減少を補うものではないので、こちらも水需要には見込んでいない。(事務局)

○荒川が氾濫した時の箕田浄水場と吹上第二浄水場の浸水深が紹介されているが、水害対策として移設する案はあるのでしょうか。

→浄水場間を連絡管で繋いでおり、1つの浄水場が被害を受けた場合、市内に稼働している浄水場が6か所あるため、相互融通でバックアップ体制を取っている。特に荒川の影響を受けやすいところは、今後検討していく予定である。(事務局)

○人口減少や節水機器の普及に伴い、水需要が減少しているが、水道施設のダウンサイジングにより、費用を削減できないのか。

→今後、施設能力は必要な供給に見合うようにダウンサイジングを図っていき、費用を削減していく予定である。(事務局)

◆次第5議題(2)「事業計画と財政収支見通について」資料3

○料金水準の設定は、支払う側からすれば一気に改定するのはきついが、少し長い期間で設定するものと、たびたび改定するものとは、受け止め方が違うと思う。

→料金改定について、一遍に上げてその水準を長い間保つのか、こまめに行うのかの意思決定は非常に難しいと思う。まちづくりの視点から、他市との比較は非常に大事である。鴻巣市と隣接する市の間で人の移動は多い。水道料金が高いと、インターネットに掲載され、人口は流出する傾向が出ると思う。どういう結論を出すかは、委員の合意であるが、水道料金は、市の人口を減らさず、定着率を高めるという視点も含めて考える必要があると思う。(委員)

○何年に何を更新するという具体的な更新計画を立てて、この年度はいくら必要かというのを見せた方が、説明する上でいいと思う。

→今年はこの施設を更新または補修するという計画ができれば、利用者に対して説得力はあると思う。(委員)

○料金は、結構上げる必要があるというのが感想である。一般家庭だとどのくらい上がるかを知りたい。

→一律の改定率で試算したところ、20m³使用した場合、A案だと約620円、B案だと約530円、C案だと約1,140円であり、ひと月1,000上がると特に年金収入で生活している人が結構大変かなと思う。料金改定で上乗せされた場合の市民一人一人の受け止め方が大事だと思う。(委員)

→金額をどのように使用者に割り振るかは、7月の議論になる。(事務局)

→7月の審議会では、料金表をお示しいただけるのか。(委員)

→本日、改定案が一度まとまれば、基本料金や口径別、従量料金への割り振りは7月以降の議論になる。(事務局)

	<p>○質問書の回答に添付された、埼玉県内における水道料金の状況一覧を見ると、鴻巣市と同じくらいの人口規模のところは、ほとんどが安い。意見として、議会にかけるとき、大変な話であり、納得してもらわないと改定案20%は厳しいと感じる。(委員)</p> <p>○県水の単価は、県内同一であるのか。また、県水の単価は、何年ごとに改定しているのか。</p> <p>→単価は、同一である。料金は、平成11年以來の改定であるため、久しぶりの状況である。(委員)</p> <p>→他の市町村の県水受水比率は、どれくらいか。(委員)</p> <p>→仕入原価ということで、売上高総利益率を高くするということは、経営の基本である。(委員)</p> <p>→(県水受水比率を下げるなど)委員の考えも分かるが、埼玉県には過去の急激な人口増加の関係で県水受水させてもらっている経緯があり、鴻巣市の受水比率は慎重に対応していく。また、令和3年度の県水受水比率は、鴻巣市が67%、戸田市が82%、桶川北本水道企業団が84%、上尾市が74%である。県より令和7年度以降に県水値上げの情報があり、県水値上げの影響を試算すると、ABC案の改定率にさらに6%値上げが必要となる。(事務局)</p> <p>○改定案A案20%、B案17%、C案37%を決めるにあたり、参考意見として社会的選択理論のボルダールール(集団の意思決定手法)で投票を行う。1番妥当と思うを3点、2番目を2点、3番目を1点として各々の委員が番号をつけ、集計する。その後、参考意見を踏まえ、多数決で決める。</p> <p>→ボルダールールの集計結果をとりまとめ、1番目がA案20%(24点)、2番目がB案17%(18点)、C案37%(12点)という結果を報告する。(事務局)</p> <p>→集計結果を踏まえて、多数決をとった結果、委員全員欠席者を除きA案20%が妥当であると決定した。(委員)</p> <p>【連絡事項】</p> <p>◆第3回鴻巣市上下水道事業運営審議会(水道事業)は、令和6年7月18日(木)午後2時から行うこととした。内容は「料金の現状分析」、「料金体系について」</p>
配布資料	<p>資料1 第1回審議会 公開用会議録</p> <p>資料2 諮問書(写)</p> <p>資料3 議題(1)鴻巣市の現状と課題</p> <p>資料4 応急給水活動報告について</p> <p>資料5 質問書について</p>

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。